

○狭山市地域新事業創出基盤施設条例

平成14年12月25日

条例第27号

改正 平成17年12月27日条例第30号 平成20年12月25日条例第32号

(設置)

第1条 新たな製品又はサービスの研究又は開発を行う者の支援を通じて、起業家等を育成することにより、新事業の創出を図り、もって本市の産業の発展に寄与するため、狭山市地域新事業創出基盤施設（以下「基盤施設」という。）を狭山市広瀬台2丁目16番15号に設置する。

(一部改正〔平成20年条例32号〕)

(業務)

第2条 基盤施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 基盤施設の使用に関すること。
- (2) 基盤施設を使用する者に対する相談、助言その他の支援を通じた起業家等の育成に関すること。
- (3) その他基盤施設の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(対象者)

第3条 基盤施設を使用できる者は、起業又は新事業分野への進出を目的として新たな製品又はサービスの研究又は開発を行う者とする。

(使用の許可)

第4条 基盤施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) 基盤施設の管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他基盤施設の設置の目的に反すると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

(許可の期間)

第5条 前条第1項の許可の期間は、3年以内とする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、これを更新することができる。

2 前項ただし書の規定による更新は、2回を限度とし、その許可の期間は、1回につき2年以内とする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び市長の指示)

第7条 市長は、使用者の遵守事項を定め、及び基盤施設の管理上必要があるときは、その使用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(使用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は基盤施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第4条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

(2) 第6条の規定に違反したとき。

(3) 使用料を3月以上滞納したとき。

(4) 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。

(5) 正当な理由によらないで、1月以上使用施設(使用者が使用する研究開発室又は研究室をいう。以下同じ。)を使用しないとき。

2 市長は、使用者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第9条 使用者は、第4条第1項の許可の期間が終了したときその他使用施設の使用を終了したときは、速やかに使用施設を原状に復し、明け渡さなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その使用に際して基盤施設の施設若しくは設備を損傷し、又は基盤施設の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入所の禁止等)

第11条 市長は、基盤施設内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入所を禁止し、又はその者に対し、退所を命ずることができる。

(使用料)

第12条 使用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

2 使用者が新たに使用施設を使用することとなった場合又は使用施設を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は、日割計算による。この場合において、算定された使用料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、その月の使用期間が1月に満たないときは、既納の使用料の額から前条第2項の規定の例により算定した使用料の額を差し引いた額を還付する。

(1) 基盤施設の管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により、基盤施設の施設等を利用することができないとき。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に基盤施設の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第2条各号に掲げる業務

(2) 基盤施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、基盤施設の管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条第1項及び第3項、第5条第1項ただし書、第7条、第8条、第11条並びに第13条の規定の適用については、これらの規定(見出しを含む。)中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(全部改正〔平成17年条例30号〕)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、基盤施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成15年規則第6号で、同年4月1日から施行)

附 則 (平成17年12月27日条例第30号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の狭山市地域新事業創出基盤施設条例(以下「改正後の条例」という。)第14条第1項の規定により、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に狭山市地域新事業創出基盤施設の管理を行わせる場合は、改正前の狭山市地域新事業創出基盤施設条例の規定により市長がした処分その他の行為(この条例の施行の日以後の使用に係るものに限る。)又は市長に対してされた申請その他の行為(この条例の施行の日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。)については、改正後の条例の相当規定に基づいて指定管理者がした処分その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成20年12月25日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の狭山市地域新事業創出基盤施設条例の規定は、平成20年11月1日から適用する。

別表(第12条関係)

(単位 円)

施設の名称	使用料(月額)
第1研究開発室	71,200
第2研究開発室	71,200
第1研究室	58,300
第2研究室	58,300
第3研究室	29,100
第4研究室	29,100
第5研究室	29,100
第6研究室	29,100